○国土交通省告示第千百七十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二十一条第二項の規定に基づき、発動機等の限界使用時間を指定する告示（平成七年運輸省告示第六百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

表発動機・ハニウェル（アライドシグナル、ギャレット、エアリサーチ）式の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

表発動機・コンチネンタル式の項を次のように改める。

	コンチネンタル式	1　C―90系列型	1,800
		2　GTSIO―520系列型	
		(1)　C、H、M及びN型	1,600
		(2)　F及びK型	1,200
		3　IO―360系列型	
		(1)　CB型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,500
		イ　製造番号が1006000以降のもの	1,700
		(2)　ES及びKB型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	2,000
		イ　製造番号が1006000以降のもの	2,200
		(3)　その他のもの	1,500
		4　IO―470系列型	
		(1)　製造番号が1005999までのもの	1,500
		(2)　製造番号が1006000以降のもの	1,700
		5　IO―520系列型	
		(1)　A、D、F、BB、CB及びMB型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,700
		イ　製造番号が1006000以降のもの	1,900
		(2)　P型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	2,000
		イ　製造番号が1006000以降のもの	2,200
		(3)　その他のもの	1,700
		6　IO―550系列型	
		(1)　B及びC型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,700
		イ　製造番号が1006000以降のもの	1,900
		(2)　N型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	2,000
		イ　製造番号が1006000以降のもの	2,200
		7　IOF―240―B型	
		(1)　製造番号が1005999までのもの	2,000
		(2)　製造番号が1006000以降のもの	2,200
		8　LTSIO―360系列型	
		(1)　E型	1,400
		(2)　その他のもの	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,800
		イ　製造番号が1006000以降のもの	2,000
		9　LTSIO―520―AE型	
		(1)　製造番号が1005999までのもの	2,000
		(2)　製造番号が1006000以降のもの	2,200
		10　O―200―A型	
		(1)　製造番号が1005999までのもの	1,800
		(2)　製造番号が1006000以降のもの	2,000
		11　O―300系列型	1,800
		12　O―470系列型	
		(1)　J、K、L、M、R及びS型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,500
		イ　製造番号が1006000以降のもの	1,700
		(2)　U型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	2,000
		イ　製造番号が1006000以降のもの	2,200
		(3)　その他のもの	1,500
		13　TSIO―360系列型	
		(1)　CB、DB、HB及びJB型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,400
		イ　製造番号が1006000以降のもの	1,600
		(2)　EB、FB、GB、KB、LB、MB、RB及びSB型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,800
		イ　製造番号が1006000以降のもの	2,000
		(3)　その他のもの	1,400
		14　TSIO―520系列型	
		(1)　C及びG型	
		ア　製造番号が1005999までのもの	1,400
		イ　製造番号が1006000以降のもの	1,600
		(2)　M型	
		ア　スペックが６以降のもの	
		(ア)　製造番号が1005999までのもの	1,600
		(イ)　製造番号が1006000以降のもの	1,800
		イ　その他のもの	
		(ア)　製造番号が1005999までのもの	1,400
		(イ)　製造番号が1006000以降のもの	1,600